# 保育のお話 「基本のキ＋αⅡ」

## 保育所等の入所について（オンライン申請方法）

令和9年度横浜市保育所等利用案内をあわせてご確認ください。

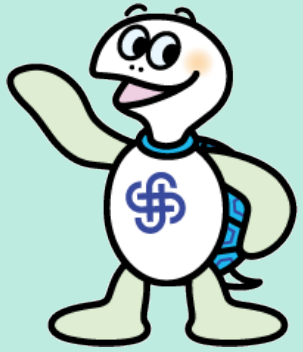

神奈川区マスコットキャラクター
かめ太郎

# 保育のお話基本のキ＋αⅡ

1．オンライン申請について
2．申請前の準備
3．マイナポータルでの申請方法
4．申請後の注意事項
5．コンシェルジュからのアドバイス

横浜市ウェブサイト
令和9年度に保育所等の利用を希望する方へ

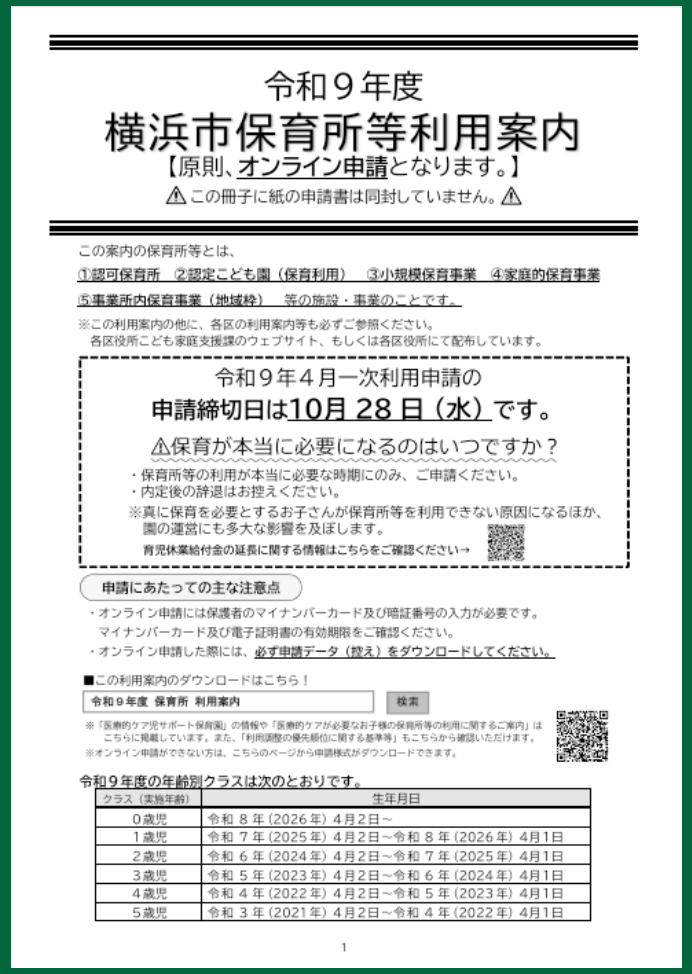

令和９年度
横浜市保育所等利用案内
【原則、オンライン申請となります。】
⚠この冊子に紙の申請書は同封していません。⚠

この案内の保育所等とは、
①認可保育所　②認定こども園（保育利用）　③小規模保育事業　④家庭的保育事業
⑤事業所内保育事業（地域枠）　等の施設・事業のことです。
※この利用案内の他に、各区の利用案内等も必ずご参照ください。
各区役所こども家庭支援課のウェブサイト、もしくは各区役所にて配布しています。

令和９年４月一次利用申請の
申請締切日は10月 28 日（水）です。
⚠保育が本当に必要になるのはいつですか？
・保育所等の利用が本当に必要な時期にのみ、ご申請ください。
・内定後の辞退はお控えください。
※真に保育を必要とするお子さんが保育所等を利用できない原因になるほか、園の運営にも多大な影響を及ぼします。
育児休業給付金の延長に関する情報はこちらをご確認ください→

申請にあたっての主な注意点
・オンライン申請には保護者のマイナンバーカード及び暗証番号の入力が必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください。
・オンライン申請した際には、必ず申請データ（控え）をダウンロードしてください。

■この利用案内のダウンロードはこちら！
令和９年度 保育所 利用案内　検索
※「医療的ケア児サポート保育園」の情報や「医療的ケアが必要なお子様の保育所等の利用に関するご案内」はこちらに掲載しています。また、「利用調整の優先順位に関する基準等」もこちらから確認いただけます。
※オンライン申請ができない方は、こちらのページから申請様式がダウンロードできます。

令和９年度の年齢別クラスは次のとおりです。

| クラス（実施年齢） | 生年月日 |
|---|---|
| 0歳児 | 令和 8 年（2026 年）4月2日～ |
| 1歳児 | 令和 7 年（2025 年）4月2日～令和 8 年（2026 年）4月1日 |
| 2歳児 | 令和 6 年（2024 年）4月2日～令和 7 年（2025 年）4月1日 |
| 3歳児 | 令和 5 年（2023 年）4月2日～令和 6 年（2024 年）4月1日 |
| 4歳児 | 令和 4 年（2022 年）4月2日～令和 5 年（2023 年）4月1日 |
| 5歳児 | 令和 3 年（2021 年）4月2日～令和 4 年（2022 年）4月1日 |

1

# 1. オンライン申請について

利用案内
P12-13

◆ 令和９年４月申請より、原則「オンライン申請」
申請期間は、令和８年10月１日～10月28日(23：59送信完了分)

＜オンライン申請の対象者＞

- 申請者（給付認定保護者）の住民登録が横浜市にある、
  または令和９年３月31日までに横浜市に住民登録する。
- 申請者（給付認定保護者）がマイナンバーカードを持っている。
- 「横浜市内にある」「認可保育所等※」の利用申請である。
  （※幼稚園や認可外保育施設、横浜市外の施設は対象外）

※上記以外の場合は、オンラインでは申請できません。

【給付認定保護者について】

既に保育所等の利用申請をしたことがある場合や、きょうだいが既に保育所や幼稚園を利用している場合は、同じ給付認定保護者の方で申請する必要があります。

R9年度申請

★オンライン申請の手続きステップ★
詳しくはオンライン申請のページへ

- 申請フォームへの入り口（マイナポータル)は、このページに掲載しています。
- 横浜市ウェブサイト
  【保育所利用のオンライン申請】を検索

# ①マイナンバーカードと電子証明書の暗証番号の確認

## ◆ 暗証番号と電子証明書の有効期限を確認

- 申請者（給付認定保護者）のマイナンバーカードと、マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号（数字４桁／英数字６桁～16桁）が必要です。

※マイナンバーカードの署名用の暗証番号の有効期限が切れていると申請が完了できません。

暗証番号や有効期間、再発行等のお手続きについては、
横浜市ウェブサイトの 「**マイナンバーカード特設ページ**」をご確認ください。

マイナンバーカード特設ページ

コンビニ等での暗証番号の
再設定も可能

利用案内
P16-18

# ② 添付する書類を用意する

◆ 添付書類とは、（1）保育を必要とすることを証明する書類
（2）申請児童や世帯の状況により必要となる書類

## （1） 保育を必要とすることを証明する書類

| 保護者の状況 | 必要な書類 |
|---|---|
| 就労 | ・就労証明書 |
| 出産 | ・母子健康手帳の写し |
| 病気・けが | ・診断書等 |
| 障害 | ・障害者手帳等の写し |
| 介護・看護（介護している） | ・病人の診断書または、<br>介護を受けている方の障害者手帳の写し、<br>介護保険被保険者証の写し等<br>・タムスケジュール |
| 介護・看護（付き添い） | ・通園・通学証明書<br>・タムスケジュール |
| 通学（保護者） | ・在学証明書<br>・在学期間・時間割のわかる資料 |

就労証明書

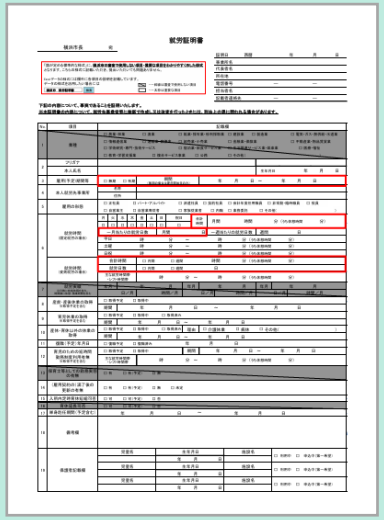

タイムスケジュール

※保護者の状況により、「保育を必要とすることを証明する書類」が異なります。
利用案内P16を参照し、該当するすべての書類を提出してください。

利用案内
P16-18

# ② 添付する書類を用意する

◆ 添付書類とは、（1）保育を必要とすることを証明する書類
（2）申請児童や世帯の状況により必要となる書類

## （2）申請児童や世帯の状況により必要となる書類

【例】
- 夜勤証明書
- 在園(利用)証明書
- 保育士等就労に関する誓約書兼証明書
- 保育士証の写し
- 障害者手帳の写し
- 課税証明書の写し　等

夜勤証明書

在園(利用)証明書

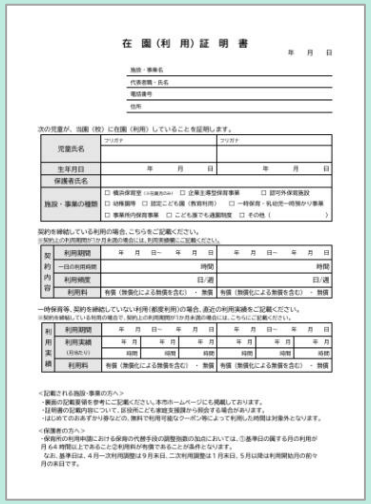

保育士等就労に関する誓約所兼証明書

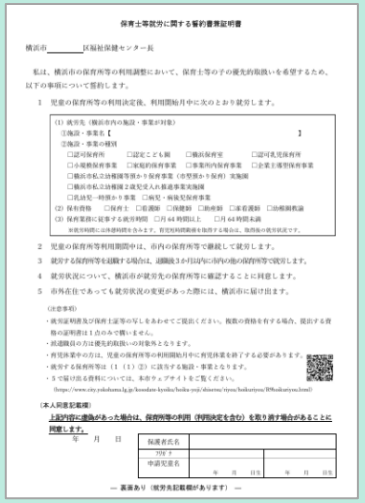

※申請児童や世帯の状況により、必要となる書類が異なります。
利用案内P17～18を参照し、該当するすべての書類を提出してください。

# ③ 添付する書類をデータ化する

◆ 添付書類をPDF化。写真（画像）データ化による提出も可能
※就労証明書はExcel形式（拡張子がxlsx）でも提出が可能

◆ ファイルサイズが「9メガバイト」以下であることを確認

【画像データ（写真）で証明書類等を添付する際は特にご注意ください】

✖✖処理に進めなくなる事例✖✖ ✖✖ ✖✖ ✖✖ ✖✖ ✖✖

事例①
撮影時の
影が写り込んでいる

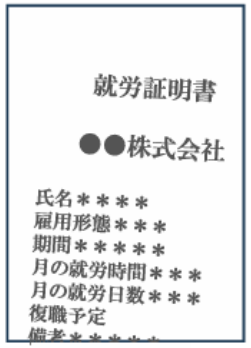


事例②
一部が欠けている

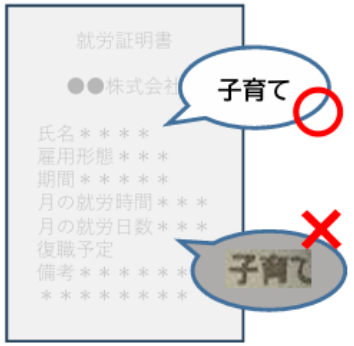


事例③
画像が暗い。または
文字が薄い、つぶれ、
カスレ、にじみがある

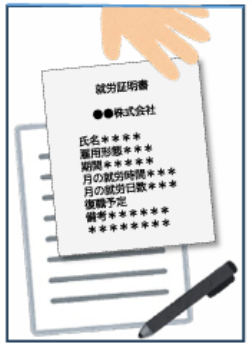

事例④
他のものが映り込み
証明書類が小さい

■ スマートフォンでPDFファイルを作成すると、写真より印字内容がクリアで読みやすいです。

【iPhoneの場合】
「メモ」を長押し→
「書類をスキャン」→保存

---

【Androidの場合】
「Googleドライブ」を開く→
新規「＋」→「スキャン」→保存

# ④ 申請前の確認事項

- □ 申請者（給付認定保護者）は、横浜市に住民票があります。
  または利用開始日の前日までに転入します。
- □ 横浜市内の保育所等の利用申請です。
- □ 申請する年度の保育所等利用案内を確認し、必要書類をそろえてデータ化しています。
- □ 添付書類のデータについて、書類全体が写っている、記載（印字）内容を読み取れることを確認しています。
- □ マイナポータルアプリをインストール済、電子証明書の暗証番号を把握済です。
- □ 同居人の氏名やマイナンバーを把握しています。

利用案内
P13

# <Step1～6>　オンライン申請の流れ

◆ **給付認定保護者が、マイナポータルの申請フォームへログイン**

※ マイナアプリ から申請する場合は、事前にマイナアプリのインストールと、利用登録が必要です。

## オンライン申請の流れ

Step1　申請者情報入力
Step2　申請情報入力
Step3　決済情報入力（入力不要）
Step4　入力内容確認
Step5　添付書類登録
Step6　電子署名・送信・印刷

こちらをクリックすると
申請フォームにつながります

令和９年度
横浜市保育所等の利用申請フォームへ

【注意事項】

① 申請フォームへの入力は、40～60分程度時間がかかります。

② 入力中に、**1時間操作しなかった場合**、セッション切れでタイムアウトします。

③ 申請完了までに、**全部で3通のメール**が届きます。必ず確認してください。

## ＜Step１ 申請者情報入力＞　メールアドレスの入力

◆ 申請フォームにメールアドレスを入力し、「次へすすむ」と、
マイナポータルからメール送信確認のメールが届く

● １通目のメール件名　→【メール送信確認のご連絡】

※このメールの着信を確認してから次の項目の入力に進んでください。

■ 横浜市からの大切なお知らせを案内していますので、確実にメールが受信できるメールアドレスを入力してください。

■ ドメイン指定受信を設定されている方は、「@mail.oss.myna.go.jp」と「@myna.go.jp」からのメールを受信できるように指定してください。

利用案内
P13

＜Step2 申請情報入力＞

# 出生前申請をされる方へ

◆ **４月申請に限りオンラインで申請が可能**
**令和９年２月３日（水）までに出産するお子さんが対象**

● 令和９年２月10日（水）までに、戸籍課への届出とは別に、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に**「出生後届出書」**を提出していただく必要があります。

-----＜入力時のポイント＞----------

■ 「児童氏名欄」は、「申請者の氏」＋「ベビー」
■ 「生年月日」は、「出産予定日」
■ 「マイナンバー」は、「000000000000（12桁）」

---

★生後57日から受入れ可能な園のみに申請できます。
希望する保育園の受入れ年齢をご確認ください。

# 3.マイナポータルでの申請方法

＜Step2 申請情報入力＞　**入力時の注意点**

- **7. 保育を必要とする状況**の☑項目は、該当するもの全てに☑。

例：　☑就労　☑出産
例：　☑就労　☑介護・看護　など

⚠ □ 育休中の利用継続は、
小規模卒園児**の新規申請**の場合のみ☑

- 9. 申請区分で「転園申請」する場合、
※ 転園が成立した場合、現在お通いの保育園には戻れません。

- 10. 利用希望施設と希望順位では、**居住区以外の選択も可能**
※ 希望施設の順位は、入所を希望する順に選択してください。
※ 似たような名前の園が多くあります。正式名称を確認しましょう。

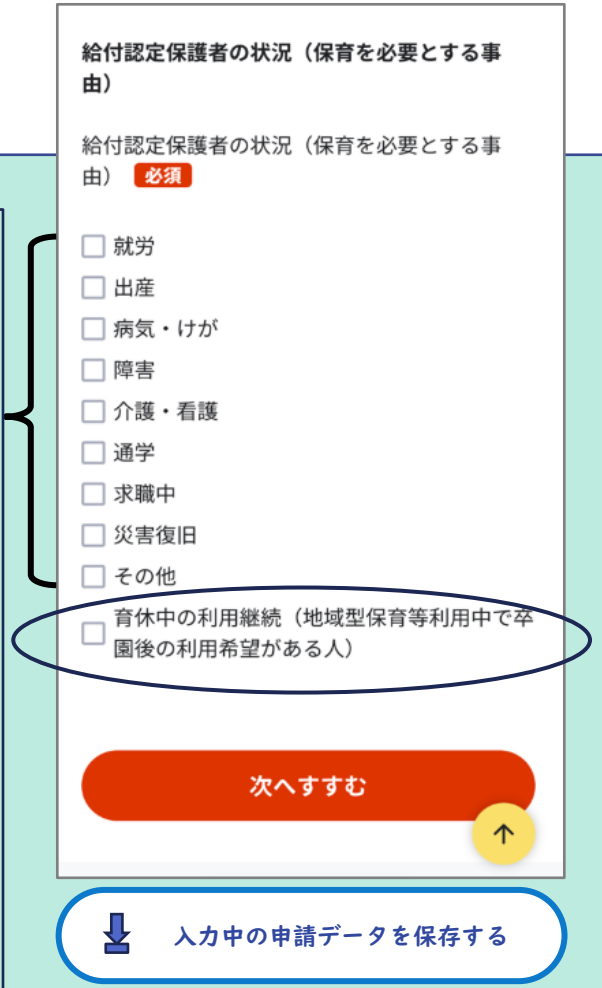


【令和９年４月より名称変更】
「グローバルキッズ子安駅前保育園」→「グローバルキッズ神奈川新町園」

利用案内
P22

＜Step2 申請情報入力＞

# 育児休業等の延長

## ◆ 育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

□「利用調整の優先順位が下がってもよい」に☑する場合、必ず利用案内P22を確認してください。

□定員に空きがあれば利用内定することもあります。

□利用内定となった後に内定を辞退したとしても保留通知書の発行はできません。

□育休の延長手続きに関しては、職場かハローワークにご確認ください。

育休許容のチェックをつけるとどうなるの？

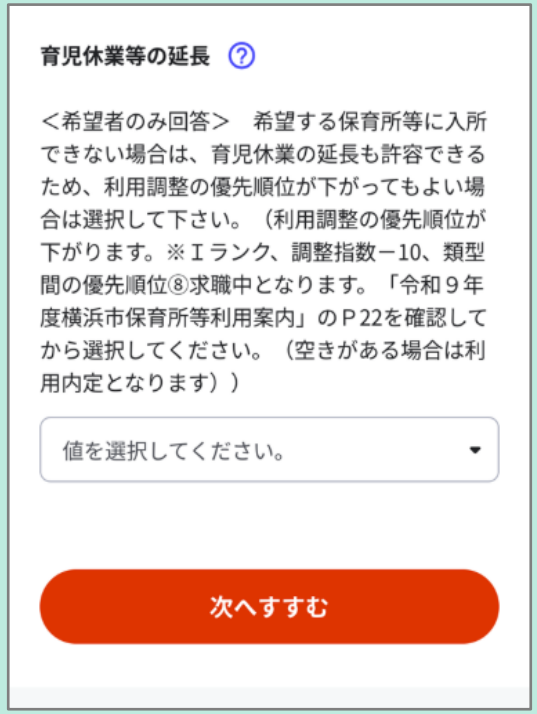

# 3.マイナポータルでの申請方法

利用案内 P6

## ＜Step2 申請情報入力＞　きょうだい同時申請をされる方へ

＜参考＞きょうだいを同時に申請する場合の意向（利用申請書（保育所等用）裏より抜粋）
オンラインで申請する場合も、同様の質問に意向を入力する必要があります。

＊該当者のみ　きょうだいが同時に利用申請（転園申請を含む）を行う場合

1～3の意向はきょうだいでそろえてください。そろっていない場合には、ランク・指数等の高い方の児童の意向にそろえます。

**1**
**きょうだいが同時に同じ保育所等を利用できる場合のみ、利用を希望しますか？**
- ☐ はい　→終了（ただし、転園申請の場合は4へ進む）
- ☐ いいえ →2･3へ進む（ただし、転園申請の場合は2･3･4へ進む）

**2**
**希望する選択肢に☑をいれてください。（いずれかひとつに☑）**
- ☐ きょうだいのうち、ひとりだけ内定した場合でも利用を希望する（どの子が先でもよい）
- ☐ きょうだいのうち、**児童名：＿＿＿＿＿＿**が先に内定した場合のみ利用を希望する
- ☐ きょうだいひとりだけや一部の子どものみの利用は希望しない

**3**
**希望する選択肢に☑をいれてください。（いずれかひとつに☑）**
申請したきょうだい全員が同時に利用できる場合、
- ☐ 希望順位が低くても、きょうだい全員が同じ保育所等を利用したい（同園優先）
  - → 複数の保育所等できょうだいがそろう場合、**児童名：＿＿＿＿＿＿**の希望順位の高い保育所等を優先してほしい。
- ☐ きょうだいが別の園になっても、それぞれの児童の希望順位の高い保育所等を利用したい（順位優先）

**4**
転園申請の場合は、こちらも回答してください。
**（1）現在在園している保育所等を希望園に含めたうえで、きょうだいを同じ園にそろえることを希望しますか？**
- ☐ はい･･･在園している保育所等は＿＿＿番目に希望する。　☐ いいえ

**（2）きょうだいが同じ園にそろわない場合でも転園を希望しますか？**※ 例えば、「２番目に希望する」とした場合は、表面の「利用希望施設・事業」欄で記入した希望順位の第１希望と第２希望の間に在園している保育所等が入ります。
- ☐ はい　☐ いいえ

1～3）内容をよく読んだ上で、**きょうだいで内容を揃えてご申請ください。**
4）**転園申請をする場合のみ**　記入してください。
※希望園ごとに意向を変更することはできません。

オンライン申請前に、左記の選択肢を事前にチェック！
入力時に迷わないように準備しておきましょう。

※きょうだい同時申請は、きょうだい意向を揃えること。

# 3.マイナポータルでの申請方法



＜Step2 申請情報入力＞　**きょうだい同時申請をされる方へ**

令和９年４月

## きょうだいで同時に保育所の入所申請をする方へ

お申し込みは
マイナポータルから！

きょうだいを「同時に」申し込む場合、
きょうだいそれぞれの申請で「きょうだい意向」の入力が必要です。

次のいずれかに当てはまる場合は、きょうだい意向の入力が必要です。
★上のお子さんと下のお子さんが、同じ利用開始日を希望して申請する場合
（例：令和９年４月１日入園の申請）
★きょうだいのうち１人の転園申請と、もう１人の新規申請を同時に行う場合

次の場合は、きょうだい意向の入力は不要です。
★きょうだいのうち１人がすでに在園中で、転園を希望せず、もう１人のお子さんのみ新規申請する場合

＜参考＞きょうだいを同時に申請する場合の意向（利用申請書（保育所等用）裏より抜粋）
オンラインで申請する場合も、同様の質問に意向を入力する必要があります。

| | | |
|---|---|---|
| きょうだいが同時に利用申請（転園申請を含む）を行う場合（※該当者のみ） | | 1～3の意向はきょうだいでそろえてください。そろっていない場合には、ランク・指数等の高い方の児童の意向にそろえます。 |
| | 1 | きょうだいが同時に同じ保育所等を利用できる場合のみ、利用を希望しますか？<br>☐ はい　→終了（ただし、転園申請の場合は4へ進む）<br>☐ いいえ　→2・3へ進む（ただし、転園申請の場合は2・3・4へ進む） |
| | 2 | 希望する選択肢に☑をいれてください。（いずれかひとつに☑）<br>☐ きょうだいのうち、ひとりだけ内定した場合でも利用を希望する（どの子が先でもよい）<br>☐ きょうだいのうち、児童名：＿＿＿＿＿が先に内定した場合のみ利用を希望する<br>☐ きょうだいひとりだけや一部の子どものみの利用は希望しない |
| | 3 | 希望する選択肢に☑をいれてください。（いずれかひとつに☑）<br>申請したきょうだい全員が同時に利用できる場合、<br>☐ 希望順位が低くても、きょうだい全員が同じ保育所等を利用したい（同園優先）<br>→ 複数の保育所等できょうだいがそろう場合、児童名：＿＿＿＿＿の希望順位の高い保育所等を優先してほしい。<br>☐ きょうだいが別の園になっても、それぞれの児童の希望順位の高い保育所等を利用したい（順位優先） |
| | 4 | 転園申請の場合は、こちらも回答してください。<br>(1)現在在園している保育所等を希望園に含めたうえで、きょうだいを同じ園にそろえることを希望しますか？<br>☐ はい・・・在園している保育所等は＿＿番目に希望する。　☐ いいえ<br>(2)きょうだいが同じ園にそろわない場合でも転園を希望しますか？<br>☐ はい　☐ いいえ<br>※ 例えば、「２番目に希望する」とした場合は、表面の「利用希望施設・事業」欄で記入した希望順位の第１希望と第２希望の間に在園している保育所等が入ります。 |

1～3）内容をよく読んだ上で、きょうだいで内容を揃えてご申請ください。
4）転園申請をする場合のみ 記入してください。
※希望園ごとに意向を変更することはできません。

### きょうだいで同時に保育所の入所申請をする際の注意点

「1 きょうだいが同時に同じ保育所等を利用できる場合のみ、利用を希望しますか？」で☑はいを選択した場合
きょうだいのうちどちらか一方の希望する施設に空き枠があったとしても、二人とも入所できず、保留となる可能性が高くなります。入所の可能性を広げるために、きょうだいが別々の園に通うことも可能かなど、あらかじめご家庭でご検討ください。
※一次利用調整の結果、きょうだいが別々の園に内定した場合は、例外的に二次申請で転園申請を行うことができます。

神奈川区こども家庭支援課 保育・教育担当

**注意点までよく読んでおきましょう！**

- 組合せ年齢にもよりますが、「きょうだいが同時に同じ保育所等を利用できる場合のみ、利用を希望します」とすると、どちらか一方が決まらない場合にはお２人とも保留になります。別園でも通えるかどうかなど、検討してみましょう。
- 一次利用調整できょうだいが別園に内定した場合、例外的に二次申請で転園申請が可能です。
（利用案内P20「4月一次利用調整（内定）」を参照）

※ 育児休業中に申請される方は、こちらも確認ください。

**きょうだい同時の保育所等の利用申請に関する取扱いについて**

# 3.マイナポータルでの申請方法

利用案内
P16

＜Step2 申請情報入力＞　**就労状況等の申告について**

## 就労証明書(表)

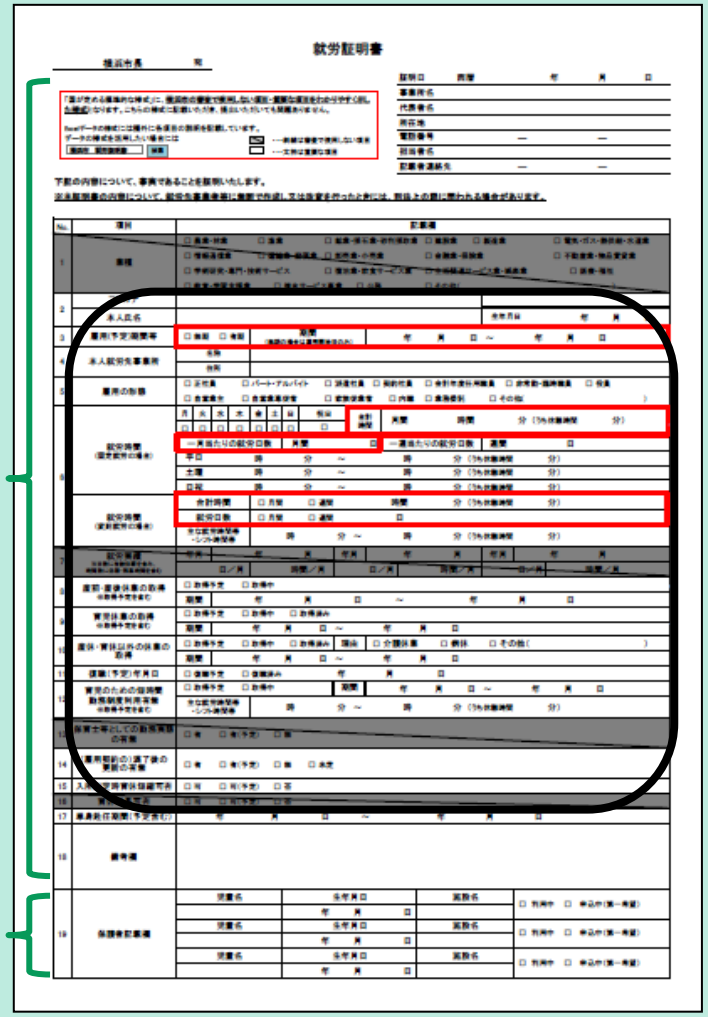


就労先記入

保護者記入

●オンライン申請の入力前に就労証明書の内容を確認します。
□の部分が申請フォームに入力する部分です。
マイナポータルへの入力を開始する前に、記載もれがないこと、内容に相違がないことをご確認ください。

●「横浜市へ提出する就労証明書について」を必ず確認しましょう。

●会社に記入を依頼する就労証明書はランクを定める大切な証明となるため、適正に記入されているか、必ずご自身で確認し、不備があれば事前に会社と調整の上提出してください。

☆詳細な記載要領・記載例等は下記のサイトを参照してください。

横浜市へ提出する就労証明書について

# 3.マイナポータルでの申請方法

＜Step4～6　入力内容確認・
添付書類登録・電子署名・送信・印刷＞

## 確認事項

Step4　ここまでの入力データの確認　※ Step4 で入力内容「訂正」可能

Step5　必要書類をアップロード

Step6　電子署名を実施　※暗証番号は5回間違えるとロックがかかります。

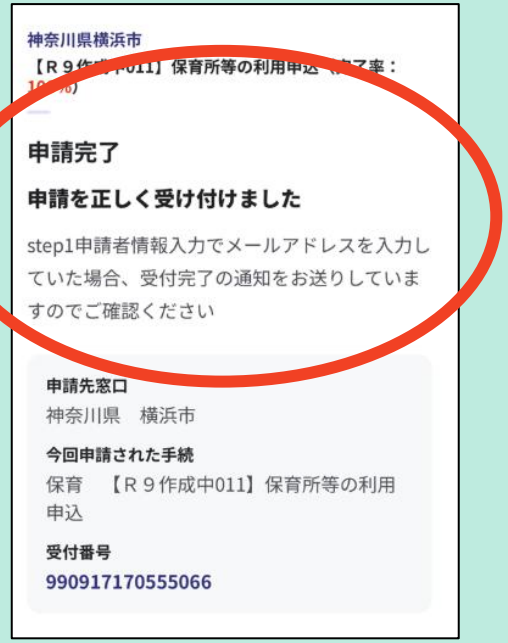


申請完了　※この段階で受付番号が発行されます。

⚠ 【注意ポイント】

**申請を完了すると2通目と3通目のメールが届く**

2通目メール件名　→【電子申請受付のご連絡】
3通目メール件名　→【電子申請データ受領のご連絡】

# 申請完了後の手続き

## ◆ 申請書の控えをダウンロード

- 保留になってしまった場合の、育児休業給付金の延長手続きには、市区町村に保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しが必要となりました。
- 申請完了後、**「控えをダウンロードする」**を選択し、データをダウンロードしてください。※申請書の控え（PDF形式）および申請データ（CSV形式）がフォルダに格納されます。

※申請した際（「電子署名して申請する」まで進んだ際）に届くメールに記載されている【横浜市からの大切なお知らせ】に、申請後の手続きの流れや申請内容の変更方法などのご案内（PDFファイルへのリンク）が掲載されています。必ずご確認ください。

**オンラインで利用申請された皆様へ（4月一次申請）**

※ 利用申請後に必ずご確認ください。

# 申請データの一時保存と再開について

## ◆ 申請の途中で入力データを一時保存する方法

入力中のページの最下部にある「申請データを一時保存」ボタンをクリックし、データを保存します。

- PCから入力している場合：デスクトップなど任意の場所に保存できます。
- スマートフォンから入力している場合：ダウンロードファイルに保存されます。

## ◆ 入力を再開する方法（一時保存データの呼出方法）

1. マイナポータルのTOP画面※に表示される「🔍さがす」メニューをクリックします。
   - パソコンの場合は左側に、スマートフォンの場合は下に表示されています。(機種により表示が異なる場合があります)
2. ページの下の方にある**「自治体手続きの再開」**の**申請の再開**をクリックします。

※ 横浜市ウェブサイトの「マイナポータルへの入口」から再開する際は、画面右上の「メニュー」を開き、「手続の検索・電子申請」 → 「自治体手続きの再開」 の順に進んでください。

3. PCやスマートフォンに一時保存しているデータを選択し**再開する**をクリックします。

# きょうだい同時申請の申請方法

◆ **きょうだいは別々に申請が必要。申請者は同じ保護者で申請。**

※きょうだい同時申請の場合は、１人目の児童の申請データを２人目の児童の申請に利用できます。

**【手順】**

① １人目の申請完了後、画面の説明に従い、申請書類の控えをダウンロードしておく。
（ダウンロードしたファイルは、まず開いてください。中にあるCSVファイルを使って申請を再開します。）

② ２人目の申請入力を始める際に、申請の再開から入り、「１人目の児童の申請データ（前記のCSVファイル）」を呼び出して申請を再開する。

③ 申請を再開すると「１人目の児童の申請内容」が全て入力された状態で入力画面が始まるので、氏名や生年月日等を修正したうえで、2人目の児童の申請を行う。
（１人目の児童で２回申請をしないようにご注意ください）

※ 就労証明書等の添付ファイルは、あらためて添付する必要があります。

# 4. 申請後の注意事項

□　申請書類に不足や不備がある場合は、メールでお知らせしますので、定期的に受信状況をご確認ください。迷惑メールフォルダも併せてご確認ください。

●お知らせメール件名【横浜市からのお知らせ】保育所等利用申請の不足不備書類のご連絡

□　結果通知については、給付認定保護者の住所に郵便でお送りします。
メールでの通知は行っていません。（令和9年1月下旬までにお知らせ）

□　追加書類の提出をする場合は、追加書類をご準備いただき、PDFファイル等にデータ化した上で、マイナポータルの追加書類の提出フォームにアップロードしてください。

□　「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」に掲載されている項目に限り、オンラインで提出できます。（申請の取下げ・申請内容の変更）
希望施設の変更など、訂正内容で追加提出が可能です。

□　希望園の追加・順位変更や不足書類のみ **令和８年11月20日（金）まで**
追加の申請を受け付けます。（23時59分までの送信分が有効です）

# 5.コンシェルジュからのアドバイス

## ① 園選びについて

★ 通える範囲でできるだけ多くの施設を検討しましょう。

### ①令和9年度のクラス年齢

| クラス（実施年齢） | 生年月日 |
|---|---|
| 0歳児 | 令和 8 年（2026 年）4月2日～ |
| 1歳児 | 令和 7 年（2025 年）4月2日～令和 8 年（2026 年）4月1日 |
| 2歳児 | 令和 6 年（2024 年）4月2日～令和 7 年（2025 年）4月1日 |
| 3歳児 | 令和 5 年（2023 年）4月2日～令和 6 年（2024 年）4月1日 |
| 4歳児 | 令和 4 年（2022 年）4月2日～令和 5 年（2023 年）4月1日 |
| 5歳児 | 令和 3 年（2021 年）4月2日～令和 4 年（2022 年）4月1日 |

### ②入所可能人数一覧

☆受入年齢
令和９年４月１日時点の年齢で希望園を選択
※月齢不足の園を選択した場合、
自動的に取下げ扱いになるので注意！

空きがゼロでも申請可能

令和９年４月一次入所神奈川区保育所等施設入所可能数
（入所可能数は変更になる可能性があります）

令和８年10月１日時点

令和９年度神奈川区保育所等施設　入所可能数一覧（表面）

※受入年齢は令和9年４月１日現在の年齢です。

| 種類 | No. | 園名 | 受入年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | [市立]横浜市西菅田保育園 | 1歳～ | | 9 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| | 2 | 保育園こりす | 生後57日～ | 12 | 11 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 3 | あおぞら菅田保育園 | 1歳～ | | 11 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| | 4 | 羽沢保育園 | 5か月～ | 6 | 14 | 5 | 1 | 1 | 0 |
| | 5 | ミアヘルサ保育園ひびき羽沢横浜国大 | 1歳～ | | 12 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 6 | アイン三枚町保育園 | 生後57日～ | 6 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 7 | コビープリスクールかたくら | 生後57日～ | 3 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 8 | Gakkenほいくえん 片倉 | 生後57日～ | 6 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 9 | 空と杜の保育園かんだいじ | 生後57日～ | 3 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 10 | ポピンズナーサリースクール片倉町 | 生後57日～ | 8 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 11 | [市立]横浜市神大寺保育園 | 1歳～ | | 7 | 1 | 4 | 5 | 4 |

### ③園選びサイト

スマートフォンから横浜市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業などの情報が見られます。

えんさがしサポート★よこはま

# ② 令和9年度開所予定について

## ④令和9年４月開所予定の新設園

令和８年９月24日現在

| 神奈川区の幼保連携型認定こども園 | 運営法人 | 定員 | 連絡先 |
|---|---|---|---|
| 認定こども園　ニューライフ幼稚園<br>白楽109番地の4　（移行元：ニューライフ幼稚園） | (学)ニューライフ学園 | 59 | (045)<br>402-8539 |

| 神奈川区近隣の小規模保育事業等 | 運営法人 | 定員 | 連絡先 |
|---|---|---|---|
| ぱぷりか保育園鴨居　【緑区】<br>鴨居一丁目3番13号　リヴィエール横浜鴨居106 | エフィラグループ(株) | 19 | (045)<br>594-8945 |

横浜市ウェブサイト
令和8年度整備事業について

- 保育の方針や見学等については各運営法人にお問い合わせください。
- その他の新設園や詳細については、各区の利用案内をご参照ください。

※ 開所が決まり次第、随時更新されます。

# 5.コンシェルジュからのアドバイス

## ③ 就労証明書の確認事項

### 就労証明書

横浜市長　　宛

「国が定める標準的な様式」に、横浜市の審査で使用しない項目・重要な項目をわかりやすく示した様式となります。こちらの様式に記載いただき、提出いただいても問題ありません。

Excelデータの様式には欄外に各項目の説明を記載しています。
データの様式を活用したい場合には
横浜市　就労証明書　検索

・・・斜線は審査で使用しない項目
・・・太枠は重要な項目

| | |
|---|---|
| 証明日 | 西暦　　年　　月　　日 |
| 事業所名 | |
| 代表者名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | ―　　― |
| 担当者名 | |
| 記載者連絡先 | ―　　― |

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

| No. | 項目 | 記載欄 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 業種 | □ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業<br>□ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業<br>□ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉<br>□ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　　） | | | |
| 2 | フリガナ | | | | |
| | 本人氏名 | | | 生年月日　　年　　月　　日 | |
| 3 | 雇用(予定)期間等 | □ 無期　□ 有期 | 期間<br>（無期の場合は雇用開始日のみ） | 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 | |
| 4 | 本人就労先事業所 | 名称 | | | |
| | | 住所 | | | |

☆証明日
提出日から６か月以内に記載されたものをご提出ください。

☆記載者連絡先
内容について横浜市から連絡を受ける連絡先が記載されていますか。

No.3　雇用（予定）期間等
無期雇用契約の場合→雇用開始日必須
有期雇用契約の場合→No.14も記入
採用が継続している場合→
始期は働き始めた日の記載が必要

No.4　本人就労先事業所
証明書発行事業所名や所在地と異なる場合に、本人が実際に働いている事業所の名称・住所が記載されていますか。
複数ある場合→主たる就労先の住所

# ③ 就労証明書の確認事項

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 雇用の形態 | □ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会計年度任用職員　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員<br>□ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他(　　) |
| 6 | 就労時間<br>(固定就労の場合) | 月 火 水 木 金 土 日 祝日<br>□ □ □ □ □ □ □ □<br>合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分）<br>一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日<br>平日　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）<br>土曜　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）<br>日祝　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） |
| | 就労時間<br>(変則就労の場合) | 合計時間　□ 月間　□ 週間　時間　分（うち休憩時間　分）<br>就労日数　□ 月間　□ 週間　日<br>主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） |
| 7 | 就労実績<br>※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む | 年月　年　月　日／月　時間／月<br>年月　年　月　日／月　時間／月<br>年月　年　月　日／月　時間／月 |

No.6 就労時間・実績ではなく、雇用契約に基づく月間の就労時間・就労日数が記載されていますか。
・育児短時間勤務制度利用(予定)でも、利用前の就労時間が記載されていますか。
制度利用の方は、変更後の内容についてNo.12に記載があるか確認してください。
・休憩時間を含む合計時間が記入されていますか。
・当月の1日から末日までの就労日数が記載されていますか。

# ③ 就労証明書の確認事項

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 産前・産後休業の取得<br>※取得予定を含む | □ 取得予定　□ 取得中 | | | | | |
| | | 期間 | 年　月　日　～　年　月　日 | | | | |
| 9 | 育児休業の取得<br>※取得予定を含む | □ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み | | | | | |
| | | 期間 | 年　月　日　～　年　月　日 | | | | |
| 10 | 産休・育休以外の休業の取得 | □ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み | 理由 | □ 介護休業　□ 病休　□ その他（　　） | | | |
| | | 期間 | 年　月　日　～　年　月　日 | | | | |
| 11 | 復職（予定）年月日 | □ 復職予定　□ 復職済み　年　月　日 | | | | | |
| 12 | 育児のための短時間勤務制度利用有無<br>※取得予定を含む | □ 取得予定　□ 取得中 | 期間 | 年　月　日　～　年　月　日 | | | |
| | | 主な就労時間帯・シフト時間帯 | 時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） | | | | |
| 13 | 保育士等としての勤務実態の有無 | □ 有　□ 有（予定）　□ 無 | | | | | |
| 14 | （雇用契約の）満了後の更新の有無 | □ 有　□ 有（予定）　□ 無　□ 未定 | | | | | |
| 15 | 入所内定時育休短縮可否 | □ 可　□ 可（予定）　□ 否 | | | | | |

No.8・9　産育休の取得　複数回取得している場合は、直近のものが記入されていますか？
取得済みの産休の期間はNo.18の備考欄に記載されているかを確認してください。

No.11　復職（予定）が未定の場合は、No.18の備考欄に「未定」と記入してください。

No.15　入所内定時育休短縮可否
保育所等の入所が内定した場合、利用開始月中に育児休業を終了することが可能か記載されていますか？　※4月利用開始の場合、4月中に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。

# ③ 就労証明書の確認事項

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 17 | 単身赴任期間(予定含む) | 年　月　日　～　年　月　日 | | | |
| 18 | 備考欄 | | | | |
| 19 | 保護者記載欄 | 児童名 | 生年月日 | 施設名 | □ 利用中　□ 申込中(第一希望) |
| | | | 年　月　日 | | |
| | | 児童名 | 生年月日 | 施設名 | □ 利用中　□ 申込中(第一希望) |
| | | | 年　月　日 | | |
| | | 児童名 | 生年月日 | 施設名 | □ 利用中　□ 申込中(第一希望) |
| | | | 年　月　日 | | |

No.18　備考欄　以下に該当する場合は、備考欄に記載することになっています。（詳細は裏面参照）

- 就労時間・日数を増やす予定がある場合（保育所が利用決定した際に増やせる場合を含む）
  →増やせる時期・日数・時間など
- 既に退職している・退職が決まっている場合　→　退職(予定)年月日
- 産前産後休業・育児休業を複数回取得している場合　→　過去の取得期間
- 月２回以上の夜間勤務がある場合（夜勤証明書を添付する場合は不要）
- その他特記事項がある場合

【参考】

# 認可保育所等の利用の決定（利用調整）について

利用案内
P20-21

## 横浜市が利用調整を行います

利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を横浜市が行うことです。横浜市の基準に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。
詳細については、利用案内P21でご確認ください。

## 利用調整の優先順位の基本的な考え方

**ランク**
同一のランクで
並んだ場合

＋
付与

**調整指数**
更に同一指数で
並んだ場合

→

**同一ランク・同一指数で並んだ場合の優先順位**

1.類型間の優先順位
2.養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
3.経済的状況（合計所得金額）が低い世帯

**基準日とは**・保育の代替の利用、就労等、ランク・調整指数等の判定の基準となる日

基準日… 毎月の申請 → 利用を希望する月の**前々月の末日**
令和9年４月一次申請 → 令和8年**９月30日**

【参考】

# 令和９年度申請スケジュール

利用案内 P12-13
利用案内 P15/20

## 一次申請スケジュール

10/1 → 12/18

**申 請**
（10/1～28 ｵﾝﾗｲﾝ）

**追加・変更受付**
（～11/20 ｵﾝﾗｲﾝ）

申請の取下げ（一部取下げ含む）
（～12/18 ｵﾝﾗｲﾝ）

1月下旬

内定
保留

**一次利用調整結果通知**

保留の場合、自動的に二次利用調整へ

2/3

**二次申請に向けて追加・変更受付**
（～2/3 ｵﾝﾗｲﾝ）
以下、下段へ

※1次申請で保留となり、利用希望保育所等の追加がない場合は、以降、保留通知書は発送しません

## 二次申請スケジュール

12/23 → 2/12

**申 請**
（12/23～2/2 ｵﾝﾗｲﾝ）

**追加・変更受付**
（～2/3 ｵﾝﾗｲﾝ）

**出生後届出書締切**
（～2/10 ｵﾝﾗｲﾝ・窓口）

申請の取下げ（一部取下げ含む）
（～2/12 ｵﾝﾗｲﾝ）

3/4 頃

内定
保留

**二次利用調整結果通知**

自動的に翌月の利用調整の対象

令和10年3月入所の利用調整で終了

# お困りのことがありましたら、
# 保育・教育コンシェルジュにご相談ください

## コンシェルジュ窓口相談（予約制）

☆ 電話予約　045-411-7157
神奈川区こども家庭支援課保育・教育担当

☆ アプリから予約
横浜市子育て応援アプリ『パマトコ』

※パマトコから予約できない場合は、お電話でお問い合わせください。

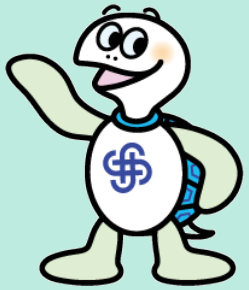

★予約が大変混み合います。ご希望の方は早めに予約ください。